

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造・階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼損面積 延面積)	死 傷 者
旅館丸井荘 福島県会津若松市 東山町大字湯本字 滝の湯109番地	旅 館 ( 5 )イ	昭和52年12月18日 出火 4時57分ころ 覚知 4時59分 覚知別火災専用電話 鎮火 6時45分	耐火 $\frac{1}{2}$ 一部木造 $\frac{1}{3}$ 建 $m^2$ 延 $2,575.5m^2$	全・半・部・小 1,766 $m^2$ (69%)	死者 4名 傷者 11名 ( )

## I 火災概要

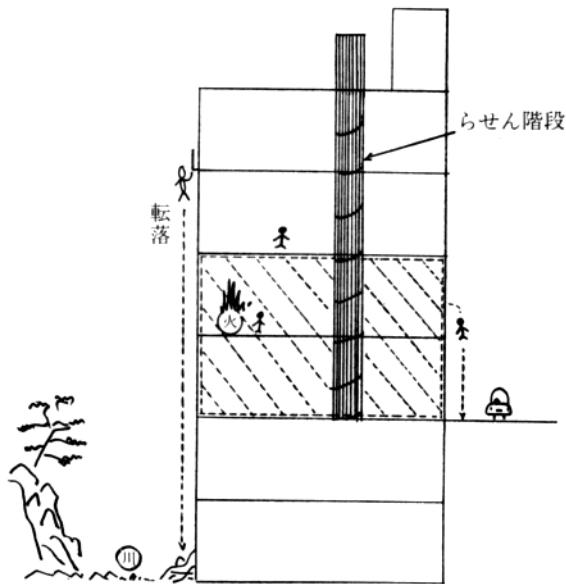
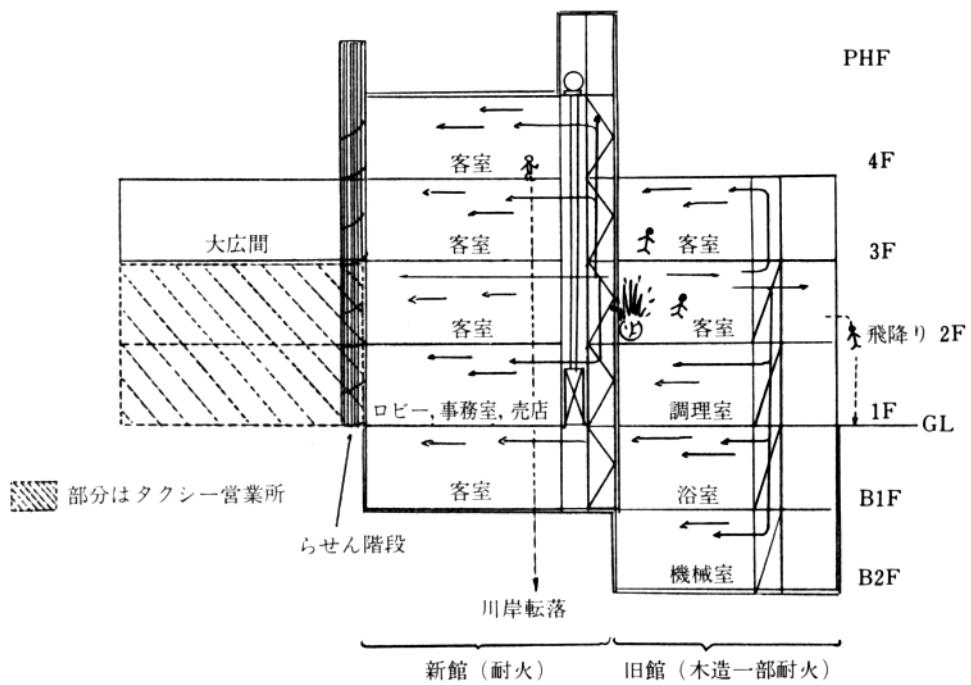
① 概 要	東山温泉街の入口にある旅館で、早朝、忘年会の団体客ばかり110人が宿泊、木造旧館2階の客室から出火し、周囲が山と川にかこまれた悪条件のなかにあったこともあり、消防隊の必死の消防活動にもかかわらず、またたく間に全館に延焼し、死者4人、傷者11人をだすにいたった火災である。							
	階	床 面 積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等	消防用設備等
② 階 別 状 況		$m^2$	$m^2$				屋内階段 (B1~4F) 1箇所	内
		木造					屋内階段 (B2~3F)	3Fのみ2ヶ所 他階各1ヶ所
	PH	24	—	24	機 械 室	—	屋外ラセ ン階段 (1~4F)	消
	4	153	—	153	客 室	15	1箇所	自
	3	640	179.1	368	客室, 大広間	19	屋内階段 (B1~3F)	透
	②	368	179.1	368	客 室	19	1箇所	漏
	1	368	179.1	368	玄関, 事務所, ロビー	5		
	B1	405	—	405	客室, 浴場	21		
	B2	80	—	80	機械室, 従業員室	2		
	合計	2,575.5	1,766		127	4		
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 旧館(木造部分)2階の客室「明石の間」, 3人の宿泊客が室内にいた。					④ 出 火 原 因	客室内で使用しているガストーブ(ブタンを主成分とする都市ガス)から漏れたガスが引火し, 爆発燃焼したものと思われるが, 何が原因で引火したかは不明である。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	(出火部位)	(出火室の拡大)	(他室の拡大) (他階への拡大)
	旧館、木造 2階客室	ガストーブから漏 れたガスに引火、爆 発的に燃焼拡大する	廊下 中央階段
出火場所がこの旅館の中央部にあたり、木造部分の客室内で爆発的な燃え方をし、出入口から室外の廊下へと燃え移った。この燃え移ったところに新館とを区画する手動式防火シャッターがあったが、開放状態であり新館側の中央階段室を通じて上階へ延焼した。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼拡大した主な理由 木造部分の客室から爆発的な燃え方をした。 建物中央階段付近から出火した為、上階へ延焼拡大した。</li> <li>○ 煙の伝播経路 中央階段から上階へ急激に拡大したのち、廊下にそって伝播していった。</li> </ul>			
<h2>II 火災建物概要</h2> <p>① 建 築</p> <p>着工・竣工又は主たる改築等 耐4/2増築 昭和39年5月 (木造部分のみ) 昭和29年11月 日 (大広間) 昭和45年5月 日 (で営業開始)</p>			
管 理  状 況	② 穏 安 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況	
	<p>階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/></p> <p>エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/></p> <p>エスカレータ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/></p> <p>耐火の新館と木造の旧館との境には、手動式シャッターが設けられていた。この区画シャッターは階段室区画を兼ねていた。</p>	防火管理者、消防計画等の防火管理体制を定めていたほか、夜間、警備員1名を採用して、午後8時から翌朝の午前8時まで宿直させ、午後11時頃と午前2時頃の2回、全館内を巡回警備させていた。(出火した当夜、午前2時頃巡回しているが異状がなかった)	
<p>④ 防 火 区 画 等</p> <p>②と同じ</p>		⑤ 消 防 用 設 備 等	
		消防用設備等は法令基準どおり設置されていたが、屋内消火栓の非常電源について消防法改正により指導を受けていたが、未施工であった。	

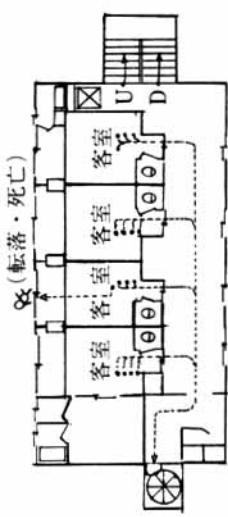
### III 火災後の行動

① 発見状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 発見者 (株丸井荘の常務)</li> <li><input type="radio"/> 発見の動機 (自動火災報知設備のベルの音)</li> <li><input type="radio"/> 発見後の行動 (帳場の受信機を見に行く)</li> </ul>	
	<p>丸井荘の常務が自動火災報知設備のベル鳴動により、玄関ロビーに出て、帳場の受信機を見ると2階部分が火災表示をしていたので、消防署への通報を妻に命じ、本人は2階を確認したところ明石の部屋から火が噴出しており、階段のところで火災を確認した。その時、明石の部屋から衣類に火のついた状態で飛び出して来た客を階段で見たので、衣類を脱がせて救出している。</p>	
② 通報状況	通報した <input checked="" type="checkbox"/> (株丸井荘の常務の妻) 通報しない <input type="checkbox"/>	発見後約( )分
	<p>「ドカーン」という爆発音、「バリバリ」という窓ガラスの割れる音、自動火災報知設備のベル音で起き、夫に消防署へ通報するよう命じられ 「東山の丸井荘が火事です。すぐお願いします」と通報している。</p>	
③ 初期消火状況	<input checked="" type="checkbox"/> 消火した <input type="checkbox"/> 消火しない	<p>(理由又は状況)</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/>            ○消火時期 <input type="checkbox"/>            ○消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/>            ○消火方法 <input type="checkbox"/></p> <p>常務と男子従業員、男性客の計4名で消火器により、初期消火を行ったが、部屋から火が吹き出しており、消火器での消火は不可能な状態であった。            なお、屋内消火栓が設置されていたが使用していない。</p>
	<input type="checkbox"/> 消火した <input checked="" type="checkbox"/> 消火しない	<p>○消火時期 <input type="checkbox"/>            ○消火困難性 <input type="checkbox"/>            ○消火方法 <input type="checkbox"/>            ○その他 <input type="checkbox"/></p>
④ 消火活動概要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <p>消防隊到着時の状況は、全館から黒煙と火炎が吹き出していた。            火元の旅館は、両側を山、背面を川でかこまれているため、建物の周囲からの消防活動は全く望めず、前面道路上からの活動しかできない悪条件下にあったうえ、予想外の火の回りの速さで消防活動は非常に困難を極めた。</p>	

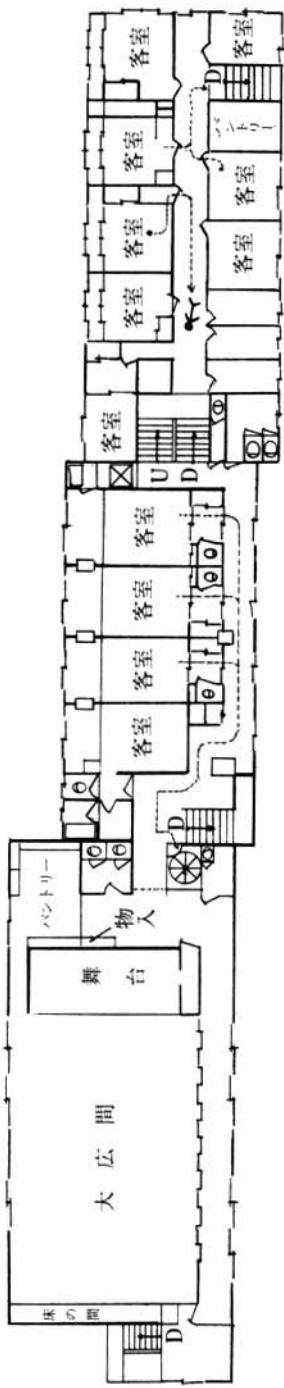
	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項																
⑤ 避 難 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○階段を利用する <input checked="" type="checkbox"/> ( 65 人)</li> <li>○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> ( 人)</li> <li>○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> ( 人)</li> <li>○窓、開口部から直接地上へ <input checked="" type="checkbox"/> ( 20 人)</li> <li>○救 助 <input type="checkbox"/> ( 人)</li> <li>○その他( ) <input type="checkbox"/> ( 人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無 窓 <input type="checkbox"/></li> <li>○開口部の格子等 <input type="checkbox"/></li> <li>○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/></li> <li>○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置)</li> <li>○停 電 <input type="checkbox"/></li> <li>○その他 <input type="checkbox"/></li> </ul>																
出火階の上下階で、爆発音などによりすぐ避難をはじめた者達は、中央階段や両側階段などによって屋外に脱出している。																		
出火階の上階の宿泊者は大多数が自動火災報知設備の鳴動により、廊下に出て、人のざわめきや、煙の流れを見て、火災を知ったが、中央階段よりの煙の上昇が早かったため、両側の階段や屋外の螺旋階段によりそれぞれ避難している。廊下が濃煙であったため、屋内階段で避難できなかつた客の多くが、背面のクーラー用電線配管を伝って、川敷に脱出している。																		
⑥ 死 者 の 状 況	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>健康人</td><td>4名</td></tr> <tr><td>(泥酔者</td><td>名)</td></tr> <tr><td>要保護者</td><td>名</td></tr> <tr><td>[乳幼児</td><td>名]</td></tr> <tr><td>高齢者</td><td>名</td></tr> <tr><td>身体不</td><td>名</td></tr> <tr><td>自由者</td><td>名</td></tr> <tr><td>[病 人</td><td>名]</td></tr> </table> <p>避難上支障となった事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○無 窓 <input type="checkbox"/></li> <li>○開口部の格子等 <input type="checkbox"/></li> <li>○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/></li> <li>○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置)</li> <li>○停 電 <input type="checkbox"/></li> <li>○その他 <input checked="" type="checkbox"/> 睡眠中であり、かつ急激な煙等の拡散</li> </ul>	健康人	4名	(泥酔者	名)	要保護者	名	[乳幼児	名]	高齢者	名	身体不	名	自由者	名	[病 人	名]	
健康人	4名																	
(泥酔者	名)																	
要保護者	名																	
[乳幼児	名]																	
高齢者	名																	
身体不	名																	
自由者	名																	
[病 人	名]																	
火元室の男性客(43才)は、寝たまま焼死体で発見、208号室の男性客(35才)は、廊下に出て濃煙で避難路を断たれたためか、廊下の突き当り窓よりコンクリート舗装の隣のM閣旅館の駐車場に飛び降り、頭がい骨々折などで死亡。302号室の男(63才)は、いったん同室の3人と荷物を持って廊下に出たが、他の3人が濃煙のため廊下からの避難を断念し、電線の塩ビ配管を伝って河川敷に脱出したのに対し、濃煙突破しようと廊下に倒れ、一酸化炭素中毒死した。																		
402号室の女性客(62才)は、同室者が荷物を持って出たが、自分の着物をさがしている内、室内に濃煙が充満し、苦しさから窓際の手すりにぶらさがったが、力尽きて約21mの河川敷に墜落、死亡した。																		
<b>IV 問題点・教訓等</b>																		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団体旅行等で、多数の宿泊者がある場合は夜間の警備、警戒に努めるとともに、従業員の宿直者を客室と同棟、同階に分散宿直させ、非常事態発生時の初動体制に万全を期する必要がある。</li> <li>2. 避難訓練等は、深夜の最悪の条件下の態勢を基準に実戦的に行わせる必要がある。</li> <li>3. 従業員に対する防災教育を徹底し、宿直者に対しては避難方法等を具体的に教示するよう指導しておく必要がある。</li> <li>4. 客室での暖房器具は、宿泊者が自から使用管理するようなものの使用は避けて、一括管理できるような集中方式にすべきである。</li> </ol>																		



四



3



9

二·一

